

### 議長・副議長就任あいさつ

4月に開催された臨時議会におきまして、議員各位のご支援を賜り、議長・副議長に就任いたしました。議会運営にあたりましては、公平公正を旨とし、開かれた議会運営を進めてまいります。

さて、全国的に議会活性化が叫ばれております。厳しい社会情勢、経済情勢の中、身近な議会へ託された責任は誠に大きいものがあります。今年度は3常任委員会を中心として、年間を通じて、身近な課題を調査研究し、「市民の皆さんから存在感を期待される」市議会を目指して、努力してまいります。

今後とも、市議会へのご理解とご協力を賜りますようお願いとごお願いいたします。



小谷野 剛 議長 齋藤 誠 副議長

### 自治協力員の報酬根拠を明確化

4月19日～20日

第1回臨時会では、議長・副議長の選出や「特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正など、市長提出議案6議案は、議長を除く21人の議員で採決の結果、原案のとおり可決(承認・同意を含む)しました。また、議員提出議案「大島政教議員、金子広和議員、笹本英輔議員に対し、反省と謝罪を求める問責決議」が議長と該当議員を除く18人の議員で採決の結果、原案のとおり可決しました。

### 主な議案審議(本会議)

◆特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

◆17人賛成で原案可決

これまで非常勤特別職に報酬を支給してきた根拠は、

県の準則に基づき条例を制定し、報酬の支給と額の根拠を満たしたものと認識し、報酬を支給してきた。

第1審の判決をどのように受けとめ、対応していくのか。

判決では、「支給方法の要件を満たしておらず、支出は違法で市に損害が発生している」とされたが、これを不服として控訴、提起した。現在統審中だが、裁判所の判断を尊重するとの認識で、報酬の支給根拠の明確化を図るために条例案を提出した。

控訴しつつも条例改正をすることは、判決を肯定したとも受け取れるが、改正の理由は、報酬の支給方法や額を規定し、支給済みの報酬を含め、さかのぼって適法にすることで、法的要件を備えて裁判に臨むもの。

自治協力員を非常勤の特別職としている理由は、

自治協力員は、市と自治会との連絡調整事務や行政執行物の配布の調整など、市からの依頼に基づき職務を担っているため。

憲法第39条に法律の不遡及の原則があるが、遡及適用の規定を定めようとする理由は何か。

法律の不遡及の原則は、不利益を与えることを不利益不遡及の原則で禁止したものである。当事者に

### 議員提出議案



大島政教議員、金子広和議員、笹本英輔議員に対し、反省と謝罪を求める問責決議(要旨)

今回、議案第37号に対し大島議員、金子議員、笹本議員から修正動議が提出された。大島議員の提案趣旨説明では提案理由や立場が表明されたが、説明の中で事実とそぐわない点、存在しない法令を根拠として趣旨が述べられているなど、狭山市議会で前例を見ないような不十分、かつ不見識と言わざるをえないものであったため、最初の提案趣旨説明の取り消しが行われた。

しかし、修正動議提出段階での準備不足、それに伴う数時間にわたる空転、議会で指摘がなされた以降の3名の議員の行動は市民に説明できるものではない。市民の代表である議員として資質が大いに問われるものである。また、この間、議会をあげて議会活性化、議会の権能の強化に取り組んできた各議員の努力も無にするものである。

議会は議論の府であり、それぞれの立場を表明することは大いに求められるところである。しかし、今回の事態は議論以前の問題で、失われた議会の信頼や権威の低下について、3名の議員が負うべき責任は誠に大きいと言わざるをえない。

よって、大島議員、金子議員、笹本議員に対し、反省と謝罪を強く求めるものである。

### 会派名簿

- 志政会(7名)
    - ◎東山 徹、萩原義典、太田博希、新良守克、町田昌弘、田村秀二、小谷野剛
  - 公明党(4名)
    - ◎磯野和夫、齋藤 誠、加賀谷勉、綿貫伸子
  - 日本共産党(3名)
    - ◎猪股嘉直、大沢えみ子、広森すみ子
  - 新政みらい(3名)
    - ◎栗原 武、土方隆司、内藤光雄
  - 無所属議員
    - 金子広和、笹本英輔、高橋ブラクソン久美子、矢野一郎、大島政教
- ◎は会派代表(7月1日現在)

提出者 小谷野 剛 議員

◆18人中13人賛成で原案可決

その他の議案  
総員賛成で可決◆税条例の一部改正(専決) ◆国民健康保険税条例の一部改正(専決) ◆平成23年度介護保険特別会計補正予算(専決) ◆20人賛成で可決◆平成23年度一般会計補正予算(専決) ◆同意◆固定資産評価員の選任(利根川忠男氏)

### 外国人登録が廃止

### 住民基本台帳で記録へ

6月定例会  
6月5日～22日

今定例会では、「印鑑条例の一部を改正する条例」や「平成24年度一般会計補正予算」など、市長提出議案10議案が提出されました。議長を除く21人の議員での採決の結果、原案のとおり可決しました。

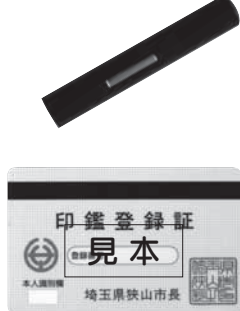
### 主な議案審議(本会議)

◆外国人も住民基本台帳に

◆印鑑条例の一部改正  
外国人登録法の廃止に伴う条例の改正

◆総員賛成で原案可決  
外国人の印鑑登録はどうか。

本人が登録する印鑑、身分証明書を持参し、市民課窓口で申請をすれば即日登録できる。



### 退職所得の個人市民税

税額控除を廃止

◆税条例の一部改正  
地方税法の改正に伴い、退職所得に係る税額控除の廃止やたばこ税の税率を改定するもの

◆総員賛成で原案可決  
退職所得に係る個人市民税10%税額控除の廃止による、市民への影響額は、

まだ決算前であるが、23年度の実績から試算すると1100万円の増額となる。

たばこ税の税率改定。県に入る税金は減り、市に入る税金は増えるが、その影響額は、

24年度予算の見込み売上本数、1億9千万本で試算すると1億2千万円の増収となる。法人税の実効税率5%引き

### 事務手数料の一部改正

◆事務手数料条例の一部改正

外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の改正に伴う変更

◆総員賛成で原案可決  
外国人の居住を証明する書類が無くなるが、これに替わるものは、

24年7月9日以降は、日本人と同様に住民票での対応となる。

### 公営住宅法施行令の改正

◆市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正

◆総員賛成で原案可決  
単身高齢者の入居資格(年齢要件)の経過措置を規定

過去5年間の入居希望者数はどれくらいか。

単身高齢者の過去5年の応募世帯総数は62世帯。このうち入居している世帯は23世帯。



### 智光山公園の施設使用料を指定管理者の運営費に

◆都市公園条例の一部改正

◆総員賛成で原案可決  
智光山公園のテニスコート、シャワー室、こども動物園、都市緑化植物園の料金収入はどのくらいか。

23年度の決算見込額では、使用料は、テニスコートが約2007万円、夜間照明が約116万円、シャワー室が約10万円、こども動物園入園料が約1731万円。

円。都市緑化植物園の行為許可の使用料が1960円であった。利用料金制度導入の理由は、これまでの施設使用料は市の歳入であったが、利用料金制度の利用料金は管理運営経費に充てることができる。自主的な経営努力を発揮しやすくなり、導入効果は高いと考える。

条例改正で智光山公園をはじめ、こども動物園など7施設が一括指定管理できるようにするが、そのメリットは、

各施設のイベントなどの情報を共有でき、利用者へ提供できること、スポーツ施設などとの宿泊パック、利用時間の延長や